

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減制度について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り事業用家屋と償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担が軽減される制度があります。下記の要件に該当する場合は、特例措置に関する申告のお手続きをお願いいたします。

1 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等※

※中小事業者等とは

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人の場合、従業員1,000人以下の法人
- ・ 従業員1,000人以下の個人

ただし、大企業の子会社等（以下の要件に該当する企業）は対象外となります。

1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

2 対象資産

事業用家屋及び償却資産

※土地及び個人の方が自己の居住の用に供している部分は適用対象になりません。

3 要件及び特例率

収入の状況 (令和2年2月から10月の間の連続する3か月間で、売上高の合計が1年前と比べて減少した割合)	減免の割合
50%以上減少している	全額
30%以上50%未満減少している	1/2

4 申告期限

令和3年2月1日（月）必着

※郵送の場合は当日消印有効です。

※申告期限が近くなると窓口が大変混み合いますので、なるべくお早めにご申告ください。

※上記申告期限（令和3年2月1日）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。

5 提出方法

- **窓口**（福島市：資産税課 伊達市：財務部 税務課
桑折町：税務住民課 国見町：税務住民課 川俣町：町民税務課 税務係）
- **郵送**（当日消印有効）
- **電子申告**（eL TAX）12月11日より受付開始

※新型コロナウイルス感染症対策のため、なるべくご来庁による窓口での手続きを避け、郵送・電子申告での提出にご協力をお願いします。

【郵送提出先】

- 〔福島市〕〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市役所資産税課 新型コロナ特例担当
〔伊達市〕〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所 財務部 税務課
〔桑折町〕〒969-1692 伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7 桑折町役場 税務住民課
〔国見町〕〒969-1792 伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7 税務住民課
〔川俣町〕〒960-1492 伊達郡川俣町字五百田30番地 町民税務課 税務係

6 提出書類

認定経営革新等支援機関等からの確認を受けた申告書（原本）に加えて、同機関に提出した書類と同じものを提出してください。（コピー可）

- ① 申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）
※令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書が複数ある場合、納税通知書ごとに申告書を作成してください。
- ② 収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
- ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）
※「（別紙）特例対象資産一覧」には、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書」3ページ目の「課税明細書」に記載されている所在地、床面積等をご記入ください。
（納税通知書を紛失された場合は、名寄帳（有料）にてご確認ください。）
- ④ 令和3年度償却資産申告書・・・償却資産の課税がある場合のみ
- ⑤ 不動産賃料支払の「猶予」による収入減がある場合・・・新型コロナウイルス感染症の影響により賃料支払いを猶予したことを証する書面

※新型コロナウイルス感染症に起因する、賃貸業（ビル・アパート・マンション等）を営む事業者が賃料を3か月以上猶予した場合や減額した場合も対象となります。

詳しくは国土交通省のホームページ（令和2年7月7日付事務連絡、別添5、6をご参照ください。）

https://www.milt.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000166.html

※認定経営革新等支援機関等とは

1. 認定経営革新等支援機関：認定を受けた税理士・会計士・中小企業診断士・金融機関（銀行、信用金庫等）等

※認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページより検索することができます。

認定経営革新等支援機関の制度について（中小企業庁ホームページ内）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

金融機関以外の認定経営革新等支援機関をさがす（中小企業庁ホームページ内）

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

2. 認定経営革新等支援機関に準ずるもの：都道府県中小企業団体中央会・商工会議所・商工会
3. 認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があって、確認書の発行を希望する者（認定経営革新等支援機関として認定されている者を除く）

【例】税理士・税理士法人・公認会計士・監査法人・中小企業診断士・各地の青色申告会連合会、青色申告会など

※確認に際しての手数料等につきましては、確認を受ける機関に直接お問い合わせください。



認定経営革新等
支援機関の検索



金融機関以外の
認定経営革新等
支援機関の検索

7 軽減額について

ご提出いただいた内容を確認のうえ、軽減額が決定されます。

軽減額は令和3年度当初の納税通知書に反映されます。

8 その他

「償却資産申告書」と「新型コロナウイルスに係る課税標準の特例措置に関する申告書」は、一緒にご提出くださいますようお願いいたします。

●お問い合わせ先●

◀制度に関する一般的なこと▶

中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

◀申告に関すること▶

【福島市役所 財務部 資産税課】

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

償却資産の軽減申告に関すること 【償却資産係】024-525-3730（直通）

事業用家屋の軽減申告に関すること【家屋係】024-525-3716,525-3752（直通）

【伊達市役所 財務部 税務課 資産税係】

〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地 TEL024-575-1235（直通）

【桑折町役場 税務住民課】

〒969-1692 伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7 TEL024-582-2114

【国見町役場 税務住民課】

〒969-1792 伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7 TEL024-585-2778

【川俣町役場 町民税務課 税務係】

〒960-1492 伊達郡川俣町字五百田30番地 TEL024-566-2111



中小企業庁 QRコード